

装官総第 8 6 8 5 号
令和 7 年 4 月 3 0 日

長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
長 官 官 房 艦 船 設 計 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁さわやか行政サービス運動実施計画について（通知）

防衛省さわやか行政サービス運動について（防官企第 2 号。令和元年 5 月 7 日）別添の第 2 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり実施することとしたので通知する。

関連文書：防官企第 2 号（令和元年 5 月 7 日）
添付文書：別紙

防衛装備庁さわやか行政サービス運動実施計画

1 目的

「国民の立場にたった親切かつ真心のこもった行政」の実現に向け、公務に従事する職員一人一人の行政サービスの向上に対する意識を徹底させるとともに、更に一步前進して、行政サービスの改善に取り組むこととし、防衛装備庁の特性に応じたきめ細かな行政サービスを提供するものとする。

2 取組事項

(1) 本運動の実施

防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会（防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会の設置について（装官総第8667号。28.6.15）別紙の第1に規定する防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会をいう。以下「委員会」という。）における運動は、本実施計画によるものとする。

(2) 総点検の実施及び結果の報告要領

ア 毎年度5月をさわやか行政サービス推進月間（以下「推進月間」という。）とし、総点検の実施及び結果の報告を行うものとする。

イ 推進月間において、付表に定める総点検実施項目に基づき、総点検を実施することとし、細部に関し必要な事項については、委員会の委員長が定めるものとする。

(3) 要改善事項の推進

委員会においては、積極的に要改善事項の改善を推進するものとする。

3 推進月間の実施事項

(1) 総点検による行政サービスの改善

付表に定める総点検実施項目に基づく総点検の実施及び要改善事項の積極的な改善の推進

(2) 庁内（施設等機関に限る。）放送の実施

4 その他

(1) 実施計画の公表

本実施計画については、防衛装備庁ホームページにおいて公表することとする。

(2) 優良事項等の情報共有

行政サービスの改善を更に推進するため、総点検の結果、普及すべき優良な事項等があれば、その内容を情報共有し防衛装備庁内における普及に努める。

(3) 職員の教育

職員の行政サービスの向上に対する意識を徹底するため、意識向上に関する教育を継続する。

総点検実施項目

対象分野 観 点		防衛装備庁における行政サービス				
		情報公開・個人情報保護業務	募集（採用）業務	申 請 手 続 業 務	広 報 業 務	窓 口 業 務
分かりやすい	インターネットによる情報の提供	・開示請求手続要領等の提供	・採用試験要領の提供（採用試験種目・日程・受験申込先等）	・手続情報の提供	・施設見学の案内・交通案内等の提供	・窓口サービスに関する意見・要望先案内
	パンフレット等による業務内容の広告	・開示請求手続要領等のパンフレットの作成・交付	・採用パンフレット等の作成・改善・掲示・配布	・業務内容等のパンフレットの作成・配布	・施設見学の案内等パンフレットの作成・配布	・パンフレット等の作成・改善
	案内図等の掲示等	・担当窓口・職員配置図の掲示	・担当窓口・職員配置図の掲示	・担当窓口・職員配置図の掲示	・施設等の案内標識、施設内の案内図等の整備・改善	・庁舎への案内標識、庁舎内の案内図等の整備・改善
	その他	・開示請求書等の記載例の作成・改善	・志願票の記載例の作成・改善	・申請書の記載例の作成・改善	・利用者からの意見・要望の把握	・面会票の記載例の作成・改善
便利な	郵便・ファックス・Eメール等の活用	・開示請求書等の受付・写しの交付	・志願票の受付	・申請の受付・交付	・見学の受付	・郵便等の活用
	その他	・開示請求書等の記載事項の見直し・改善	・志願票の記載事項の見直し・改善	・申請書の記載事項、提出部数等の見直し・改善	・待合室・休息所等利用者施設の整備・改善	
迅速な	時間の短縮等	・開示請求等に対する事案処理期間の短縮	・受付業務処理要領等の改善	・申請に対する標準処理期間の見直し	・受付業務処理要領等の改善	
		・各種問合せ等に対する回答期間・期日の短縮 ・たらい回しにしない真摯な対応				
清潔な		・待合室・休息所等利用者施設の清掃・美化 ・服装、身だしなみ等の保持				
丁寧な		・職員の応接態度、言葉遣いの改善（応接マニュアルの作成・職員の接遇能力向上のための研修等） ・前例や形式にとらわれない柔軟な対応 ・郵便物への表記の見直し（乱雑な文字、著しい略字の修正、適切な敬称の付与）				
人間性・安全性に配慮した		・高齢者や身体障害者に配慮した施設・設備の設置（身体障害者用トイレ・車いす用スロープの設置等） ・非喫煙者に配慮した施設・設備の改善 ・環境保全の徹底				